

参考資料

見直し概要

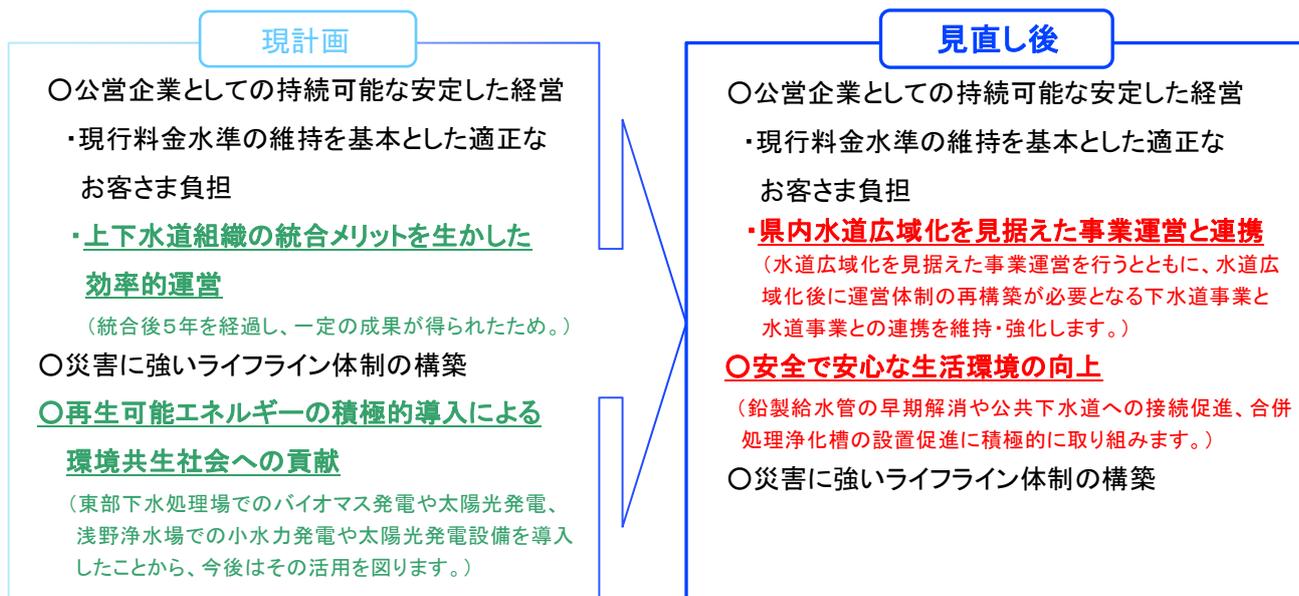
見直しに当たってのポイントは、次のとおりです。

計画期間

第6次高松市総合計画との整合を図るため、計画最終年度を現計画から2年延ばした**平成35年度**とし、計画期間を**12年間**とします。

基本（重点取組）目標

（目指すべき姿や5つの基本理念、6つの基本方針は、現計画を継承）



※緑字 削除
赤字 新規・変更後

基本施策

（現計画26施策⇒見直し後27施策）

新規(2施策)

職員の人材育成…研修センターの活用や職員の能力・技術力向上への取組

水道広域化後における下水道事業運営体制の確立…汚水・雨水対策の充実を図るための効率的な下水道事業運営体制の構築

拡充(7施策)

水道広域化の推進…県内水道広域化の実現に向け、積極的に協議・調整に参画

広聴広報活動の推進…水道水が安全でおいしく安価であることを広くPRするため、具体的取組項目「選ばれる水道水への取組」を追加

鉛製給水管の解消の推進…鉛管引替工事助成金交付制度の周知・啓発や未解消世帯への戸別通知等

生活排水対策の推進…計画的かつ効率的な公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置促進

下水道の接続促進等…接続促進活動による下水道の未接続世帯の解消

上下水道施設の耐震化…上下水道施設の効率的かつ計画的な耐震化の実施

濁水対策等の推進…椋川ダム建設事業の推進や地下水の開発などによる自己処理水源の確保・活用

財政収支見直し

下水道使用料については、34年度以降において、改定が必要となることを見込まれることから、本計画を次回見直す31年度において、改めて検討を行うこととします。

取組目標（指標）

（現計画47⇒見直し後46）

目標値の達成度の評価・検討を踏まえ、目標値を達成できたものについては新たな目標値を設定し、未達成のものについては、目標値の再設定や定義・算式の見直しを図りながら、引き続き、目標値を目指すよう努力するものとします。

助成・貸付制度一覧表

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

名 称	対 象	助成・貸付内容
配水管布設工事助成制度	個人・法人・福祉施設などが行う配水管の布設工事	条件あり
鉛管引替工事助成金交付制度	配水管及び給水管の分岐か所から水道メーター付近までの鉛管を全部引き替える工事	鉛管引替えに係る工事費のうち、上下水道局が算出した材料費、配管工事費、土木工事費
水洗便所改造資金貸付制度	くみ取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事	○くみ取り便所を水洗便所に改造 1戸につき 40 万円以内 ○浄化槽を廃止して公共下水道に接続 1槽につき 20 万円以内
	単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する工事 (下水道事業計画区域外)	1槽につき 20 万円以内
雨水貯留タンク助成制度	雨水タンクや中・大規模貯留施設を設置する工事	○雨水タンクの設置 本体費用の 8/10 (ただし、上限 4 万円) ○中・大規模貯留施設の設置 設置費用の 2/3 か 4 万円/m ³ のいずれか少ない額 (ただし、上限 100 万円)
浄化槽の雨水貯留施設改造助成制度	公共下水道への接続により不要になった浄化槽を雨水貯留タンクに転用する工事	工事費用の 8/10 (ただし、上限 12 万円)
雨水浸透施設助成制度	雨水を雨水浸透ますや雨水浸透トレンチにより地下に浸透させる工事	設置費用の 2/3 (上限あり)
合併処理浄化槽設置補助制度	原則として下水道事業計画区域外の自己の新築住宅に合併処理浄化槽を設置又はくみ取り便所や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する工事	(例：下水道事業計画区域外で 単独から合併へ転換する場合) 5人槽 602,000 円 6~7人槽 684,000 円 8~10人槽 818,000 円 11~20人槽 1,209,000 円
私設下水道管布設工事助成制度	下水道事業計画区域外において、公共下水道に接続するため、住民が共同で設置する下水道管(私設下水道管)工事	工事費用の 4 割に相当する額か 332,000 円×くみ取り又は単独処理浄化槽を有する戸数のいずれか少ない額

高松市上下水道事業基本計画（改定版）の策定経過

《高松市上下水道事業基本計画推進委員会》		
平成24年		
10月 1日	高松市上下水道事業基本計画推進委員会設置	
11月22日	平成24年度第1回高松市上下水道事業基本計画推進委員会開催	
平成25年		
3月26日	平成24年度第2回	〃
7月22日	平成25年度第1回	〃
平成26年		
3月26日	平成25年度第2回	〃
11月19日	平成26年度第1回	〃
平成27年		
5月14日	平成27年度第1回	〃
7月27日	平成27年度第2回	〃
8月21日	平成27年度第3回	〃
10月 7日	平成27年度第4回	〃
11月13日	平成27年度第5回	〃
平成28年		
1月 7日	平成27年度第6回	〃
《高松市上下水道事業経営懇談会》		
平成27年		
5月28日	第1回高松市上下水道事業経営懇談会開催	
11月30日	第2回	〃
平成28年		
2月29日	第3回	〃
《高松市上下水道事業お客さまアンケート、パブリックコメント》		
平成27年		
6月17日～6月30日	高松市上下水道事業お客さまアンケートの実施	
平成28年		
3月 1日～3月22日	高松市上下水道事業基本計画〔改定版〕（原案）パブリックコメント	
《高松市上下水道モニター会議》		
平成27年		
5月27日	平成27年度第1回上下水道モニター会議開催	
平成28年		
2月19日	平成27年度第2回	〃
《政策会議、市議会建設水道調査会》		
平成28年		
1月20日	政策会議	
2月 9日	市議会建設水道調査会	

高松市上下水道事業基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高松市上下水道事業基本計画（以下「基本計画」という。）に関する各施策を総合的かつ効果的に推進するため、高松市上下水道事業基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本施策及び取組項目の実施に関すること。
- (2) 取組目標の進捗状況及び評価に関すること。
- (3) 基本計画の推進に係る各課の調整に関すること。
- (4) 基本計画の見直しに関すること。
- (5) 高松市上下水道事業経営懇談会等の活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は管理者をもって充て、副委員長は局長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関する職員を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は当該職員に対し、資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、必要に応じてワーキンググループ（以下「グループ」という。）を置くことができる。

- 2 グループは、委員長が指示する課題の検討及び資料の作成を行う。
- 3 グループに属するメンバー（以下「メンバー」という。）の構成については、前項の課題を所管する課の委員と委員会で協議し、決定するものとする。
- 4 メンバーは、委員がその所属職員のうちから推薦し、委員長が任命する。
- 5 グループのリーダー（以下「リーダー」という。）は、メンバーの互選により選出する。
- 6 グループの会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、グループの会務を掌理し、前項の会議における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企業総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

高松市上下水道事業管理者
局長
局次長
副参事
企業総務課長
財務管理課長
財務管理課財産契約室長
お客さまセンター所長
給排水設備課長
水道整備課長
維持管理課長
浄水課長
浄水課水質管理センター所長
下水道整備課長
下水道施設課長
職員代表（労働組合執行委員長が指名する者）

高松市上下水道事業経営懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市上下水道事業全般について、広く市民の意見を聴くことにより、健全かつ効率的な経営に資するため、高松市上下水道事業経営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高松市上下水道事業基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 高松市上下水道事業基本計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他上下水道事業運営に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道又は下水道の利用者
- (3) その他管理者が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議に必要ながあると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、懇談会の決定により、公開しないことができる。

2 会議の公開に関し、傍聴その他必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、上下水道局企業総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 高松市上下水道事業経営懇談会委員を募集するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

高松市上下水道事業経営懇談会委員名簿

平成27年5月28日委嘱

区 分	氏 名	役 職 名 等
会 長	寺 尾 徹	香川大学教育学部教授 人間発達環境課程
副 会 長	末 永 慶 寛	香川大学工学部教授 安全システム建設工学科
委 員	石 川 千 晶	公認会計士
	岩 井 孝 博	高松市上下水道工事業協同組合 理事長
	宇都宮 啓 子	公募
	太 田 賀 久	一般社団法人 香川経済同友会 副代表幹事
	奥 廣 晴 香	公募
	勝 浦 敬 子	NPOグリーンコンシューマー高松 代表者
	坂 本 信 孝	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長
	清 水 まり子	高松市消費者団体連絡協議会 副会長
	林 章 二	四国瓦斯株式会社高松支店 取締役支店長
	朴 鏡 杓	香川大学経済学部准教授 経営システム学科
	松 野 修	公募
	宮 川 修	公益社団法人香川県浄化槽協会 企画管理課長
吉 田 静 子	高松市婦人団体連絡協議会 事務局長	

高松市上下水道モニターに関する要綱

(目的)

第1条 上下水道事業の健全な発展及び市民と直結した民主的かつ円滑な事業運営を図るため、市民の意見や提案を継続的に聴取するとともに、上下水道事業への理解を深めていただくため、高松市上下水道モニター（以下「上下水道モニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 上下水道モニターは、次の職務を行う。

- (1) 所定の会議及び施設見学会へ出席すること。
- (2) 高松市上下水道局が実施するアンケート調査に協力すること。
- (3) その他高松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めること。

(モニターの資格等)

第3条 上下水道モニターは、市内において水道又は下水道を使用している満18歳以上の者とする。

2 上下水道モニターの定数は25人以内とする。

3 上下水道モニターの任期は、2年とする。ただし、平成25年度において委嘱を受けている者の任期は、1年とする。

(委嘱等)

第4条 管理者は、上下水道モニターを原則として公募し、応募した者を上下水道モニターに委嘱する。ただし、応募者が定数を超えるときは、抽選によるものとする。

(委嘱の取消し)

第5条 管理者は、上下水道モニターが次の各号のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 第3条第1項に該当しなくなったとき。
- (3) その他特に管理者が必要と認めたとき。

(謝礼)

第6条 上下水道モニターの謝礼は、その業務内容に応じて謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第7条 上下水道モニターに関する事務は、企業総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 高松市上下水道モニターを募集するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

高松市上下水道事業お客さまアンケート

平成27年（2015年）6月
高松市上下水道局

日ごろから本市上下水道をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

上下水道局では、平成24年9月に「上下水道事業基本計画」（計画期間：平成24年度から33年度まで）を策定し、事業を実施しております。この計画について4年に1度の見直しを行うに当たり、お客さまの水道・下水道に対する意識や満足度、ニーズ等を把握し、この見直しに反映させることにより、お客さまサービスの向上を図ることを目的として、アンケート調査を実施させていただくこととしました。

このアンケートは、本市上下水道をご利用いただいている約18万世帯のうち、無作為に選び出した4,000世帯の皆様にお送りしています。

ご多忙とは存じますが、調査の主旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ながら、ご回答いただいたアンケート調査票は、

平成27年（2015年）6月30日（火）まで

に、同封の返信用封筒でご返送くださいますようお願い申し上げます。（切手は不要です）

（お問い合わせ）

高松市上下水道局 企業総務課

〒760-8514 高松市番町一丁目10番14号

電話 087-839-2711（平日の月～金 8:30～17:15）

FAX 087-839-2710

メールアドレス kigyousoumu@city.takamatsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/691.html>

個人情報の保護について

1 アンケート結果は、統計的に処理し、調査目的以外には使用いたしません。個人を特定する情報は、いかなる場合にも表記されることはなく、情報管理、個人情報の保護を含め、お客さまにご迷惑をおかけすることは一切ございません。

2 統計処理の結果は、8月頃にホームページなどで公表する予定です。

調査票記入上のお願い

- 1 アンケートは無記名ですので、率直なご意見をお書きください。
- 2 アンケートのご記入に当たりましては、できましたらご家庭の水使用の状況をご存知の方にご記入いただきますようお願いいたします。
- 3 回答は、該当する番号を○で囲んでください。（鉛筆またはボールペン）
- 4 回答の方法には、1つだけの場合、いくつでも良い場合、指定された個数を選ぶ場合がありますのでご注意ください。
- 5 回答で「その他」を選ばれた場合は、具体的な内容をご記入ください。
- 6 下水道事業に関する質問がありますが、下水道（公共下水道）を利用されていない方も、分かる範囲でお答えください。

2 下水道の役割についておうかがいします

問3 下水道の役割として何を求めますか。(あてはまるものすべてに○)

※生活排水(トイレや台所)の改善や大雨時の浸水防止については、「別紙参考資料:④汚水対策、⑤浸水対策」をご覧ください。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 生活排水(トイレや台所)の改善 | 2 川や海などの水質保全 |
| 3 大雨時の浸水防止 | 4 資源・エネルギーの再利用(下水処理水の再利用など) |
| 5 その他() | |

3 水道料金・下水道使用料についておうかがいします

問4 水道料金についてどう感じていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | | | |
|----|------|-------|------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 安い | やや安い | 妥当である | やや高い | 高い |

問5 下水道使用料についてどう感じていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | | | | |
|----|------|-------|------|----|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 安い | やや安い | 妥当である | やや高い | 高い | 分からない |

【問4】または【問5】の質問で「4」または「5」とお答えになった方におうかがいします
「4」または「5」以外の方は【問6】へ

問4・問5-2 そのように感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---------------------------|
| 1 水道料金・下水道使用料をまとめた請求であるから |
| 2 2か月分をまとめた請求であるから |
| 3 他の公共料金と比べて(電気・ガスなど) |
| 4 他の市町村の料金と比べて |
| 5 家計に占める割合が大きいから |
| 6 その他() |

問6 水道料金および下水道使用料については、2か月に1回検針し、2か月分をまとめてご請求していますが、この検針・請求方法についてどう思いますか。(あてはまるもの1つに〇)

- 1 今のままでよい
- 2 毎月検針して毎月請求がよい
- 3 検針は2か月に1回でよいが、請求は毎月の方がよい
- 4 分からない
- 5 その他 ()

問7 水道料金は、水道をたくさんお使いになるほど1m³当たりの従量料金が割高になる料金体系となっています。これは、高度経済成長期に水道使用量が急増する中、増加の要因の一つである大口使用を抑制するとともに、一般家庭に安価な水道水を供給する目的で全国的に導入されたものです。この料金体系について、どう思いますか。(あてはまるもの1つに〇)

- 1 今のままでよい
- 2 たくさん使うほど、更に割高になるようにした方がよい
- 3 使用量に関係なく、単価は均一にした方がよい
- 4 たくさん使うほど、むしろ割安になるようにした方がよい
- 5 分からない
- 6 その他 ()

4 広聴広報・お客さまサービスについておうかがいします

問8 本市の水道や下水道に関する情報は、どのような方法で取得されていますか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 上下水道局広報紙「みんなの水」(広報たかまつに折り込み発行)
- 2 水道ご使用水量のお知らせ
- 3 パンフレット
- 4 ポスター
- 5 イベント
- 6 市ホームページ(パソコン用)
- 7 市ホームページ(スマートフォン用)
- 8 テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ
- 9 新聞・雑誌
- 10 窓口・現場等の上下水道局職員
- 11 電話での問合せ
- 12 特に情報を得る必要がない
- 13 その他 ()

問9 上下水道局では、市の広報紙「広報たかまつ」に折り込む形で上下水道局広報紙「みんなの水」を年4回発行していますが、読んでいますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 毎回読んでいる | 2 たまに読んでいる |
| 3 読んでいない | 4 「みんなの水」を知らない |

問10 上下水道事業について、どのような情報を提供してほしいですか。いくつでも選んでください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1 水道水源の貯水量情報 | |
| 2 水源、水道水および下水処理水の水質検査の結果 | |
| 3 断水・濁水の情報 | |
| 4 上下水道の施設（水道管・下水道管を含む）の更新状況 | |
| 5 環境への取組 | 6 災害対策への取組 |
| 7 上下水道事業の経営状況 | 8 水道料金や下水道使用料 |
| 9 水道・下水道に関する各種手続き方法 | 10 悪質な工事業者などの注意情報 |
| 11 水道・下水道に関する各種助成制度 | 12 各種のイベント情報 |
| 13 その他（ | ） |

問11 水道の使用開始・中止などの申込受付、料金のお支払い、使用水量に関するお問合せなどについての受付営業時間は、月～土曜日の8：30～18：00となっていますが、この受付時間について、どのように思いますか。(あてはまるもの1つに○)

※高松市では、水道の使用開始・中止申込と使用者変更届をインターネットで24時間受け付けています。

- | | |
|------------|------------|
| 1 今のままでよい | 2 延長した方がよい |
| 3 短くした方がよい | 4 分からない |
| 5 その他（ | ） |

問12 水道料金・下水道使用料のお支払い方法には、口座振替、金融機関やコンビニ窓口でのお支払い、クレジットカード払いがあります。このうち口座振替については、平成27年4月検針分から、検針票に記載の口座振替予定日にお支払いいただいた場合、水道料金について請求額から100円（税込）を割引しています。この口座振替の割引制度をご存知ですか。（あてはまるもの1つに○）

- 1 知っており、すでに口座振替による支払いをしている
- 2 知っており、今後、口座振替に変更したい
- 3 知っているが、支払方法を口座振替に変更する予定はない
- 4 知らなかったが、すでに口座振替による支払いをしている
- 5 知らなかったが、今後、口座振替に変更したい
- 6 知らなかったが、支払方法を口座振替に変更する予定はない
- 7 分からない

【お知らせ】 口座振替を希望される場合は、上下水道局お客さまセンター（電話839-2731）までご連絡ください。

5 湯水と震災などへの備えについておうかがいします

問13 上下水道局では、湯水対策として、桜川ダムの建設や地下水の開発など安定水源の確保に取り組んでいますが、お客さまとの協働による湯水対応として、どのような取組にご協力いただいていますか。または協力したいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

※桜川ダム建設や地下水開発については、「別紙参考資料：①湯水対策」、雨水タンク等の雨水利用については、「別紙参考資料裏面：助成制度等一覧表」をご覧ください。

- 1 雨水タンク等の雨水利用
- 2 こまめな蛇口の開閉や風呂の残り湯の活用など、節水と水の有効利用
- 3 節水型トイレ、洗濯機、食器洗い機など、節水機器の活用
- 4 湯水時における自主減圧の実施 { 「自主減圧」とは、水道メーターボックス内にある水道の元栓で水圧を調整する節水方法です。 }
- 5 井戸（地下水）の活用
- 6 分からない
- 7 その他（ ）

問14 上下水道局では、南海トラフ地震等に備え、震災被害の低減化や漏水事故の防止のために、計画的に上下水道施設の更新や耐震化を進めていますが、そのためには、多額の費用が必要です。今後、どのような方針で整備を進めるのがよいと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

※重要な基幹施設の計画的な整備については、「別紙参考資料：②地震対策」をご覧ください。

- 1 被害を小さくするために、早急に整備する必要があり、上下水道料金の値上げもやむを得ない
- 2 できるだけ上下水道料金を値上げせず、重要な基幹施設から計画的に整備すべき
- 3 上下水道料金は値上げしないで、施設に被害が出た場合は、その都度修繕を行い、できる範囲で整備すればよい
- 4 分からない
- 5 その他 ()

問15 災害時に備えて、日ごろから準備しているものは、ありますか。(あてはまるものすべてに○)

※上下水道局では、災害に備え、「1人1日当たり3リットル、3日分で9リットル程度」を目安として、飲料水の備蓄をお願いしています。

- 1 非常用の飲料水(ペットボトルなど)の目安の9リットル以上を備蓄している
- 2 非常用の飲料水(ペットボトルなど)の目安の9リットルを備蓄できていないが、ある程度備蓄している
- 3 お風呂の残り湯をためておく
- 4 災害時に水を入れるポリタンク
- 5 携帯トイレ
- 6 その他 ()

問16 ご家庭の水道管は鉛製給水管を使っていますか。(あてはまるもの1つに○)

※鉛製給水管をご使用のご家庭では、4～5時間以上水道をお使いでない場合、使い始めの水(滞留水)は、一時的に鉛が溶出し、水質基準値を超えることがありますので、鉛製給水管の早期取替えをおすすめしています。

- 1 使っている
- 2 使っていない
- 3 使っていたが、今は取り替えた
- 4 分からない

問17 上下水道局では、鉛製給水管の早期取替えを図るため、鉛製給水管を新しい材質のものに取り替える場合に、助成金制度を設けています。このことをご存知ですか。
(あてはまるもの1つに○)

※鉛管引替工事助成金交付制度については、「別紙参考資料裏面：助成制度等一覧表」をご覧ください。

- 1 知っており、助成金制度を利用したことがある
- 2 知っているが、助成金制度を利用したことはない
- 3 知らなかったなので、今後、助成金制度を利用してみたい
- 4 助成金制度を知らない、利用の予定はない

【問17】の質問で「2」とお答えになった方におうかがいします

「2」以外の方は【問18】へ

問17-2 助成金制度を利用していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 水質基準が改正されただけであって、特に気にならない、現状で満足
- 2 知っているが、自ら行動することが面倒だから
- 3 助成金制度を利用する方法が分からないから
- 4 業者の見積もりと想定された助成金額に開きがあり、個人負担が必要になったから
- 5 家屋の建替えの予定があるから
- 6 鉛製給水管を使用していないから
- 7 その他()

6 上下水道事業の満足度についておうかがいします

問18 水道サービス(事業活動全般)についてどう感じていますか。

(あてはまるもの1つに○)

- | | | | | |
|--------|----------------|-----------|---------------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 満足している | どちらかといえば満足している | どちらともいえない | どちらかといえば不満である | 不満である |

【問18】で「3 どちらともいえない」とお答えになった方以外におうかがいします

「3 どちらともいえない」とお答えになった方は【問19】へ

問18-2 問18についてなぜそう感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 水道料金
- 2 水道水の安全性
- 3 水道水のおいしさ
- 4 震災対策
- 5 湧水時の対応
- 6 窓口、電話などの対応
- 7 情報の提供
- 8 その他()

問19 下水道サービス（事業活動全般）について、どう感じていますか。

（あてはまるもの1つに○）

- | | | | | |
|-------------|-------------------------|--------------------|------------------------|------------|
| 1
満足している | 2
どちらかといえば
満足している | 3
どちらとも
いえない | 4
どちらかといえば
不満である | 5
不満である |
|-------------|-------------------------|--------------------|------------------------|------------|

【問19】で「3 どちらともいえない」とお答えになった方以外におうかがいします
「3 どちらともいえない」とお答えになった方は【問20】へ

問19-2 問19についてなぜそう感じましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 下水道使用料 | 2 下水道の普及 |
| 3 川や海の水質 | 4 震災対策 |
| 5 大雨・浸水への対策 | 6 窓口・電話などの対応 |
| 7 情報の提供 | |
| 8 その他（ | ） |

7 今後の上下水道事業についておうかがいします

問20 今後の水道事業において、優先的に実施すべき取組は何だと思えますか。

（あてはまるもの3つに○）

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 1 安定給水のための水源の確保（ダムや地下水の開発） | |
| 2 水道施設の耐震化や老朽施設の更新 | |
| 3 水道水の品質向上のための高度浄水処理の導入 | |
| 4 広聴広報・お客さまサービスの向上 | |
| 5 他事業体との連携など水道広域化の推進 | |
| 6 資源の有効利用や省エネルギーなど環境に配慮した取組 | |
| 7 鉛製給水管解消対策の推進 | 8 水道未普及地域の解消 |
| 9 効率的な事業経営 | |
| 10 その他（ | ） |

問21 今後の下水道事業において、優先的に実施すべき取組は何だと思えますか。(あてはまるもの3つに○)

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 大雨・浸水対策の充実 | 2 下水道施設の耐震化や老朽施設の更新 |
| 3 広聴広報・お客さまサービスの向上 | |
| 4 資源の有効利用や省エネルギーなど環境に配慮した取組 | |
| 5 下水道計画区域の拡大 | 6 下水道供用区域内の未接続世帯の解消 |
| 7 合併処理浄化槽の普及促進 | 8 効率的な事業経営 |
| 9 その他 () | |

問22 県内の水道事業体では、将来の人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う大量更新など、様々な課題を解決するため、県内の水道事業を統合する「水道広域化」に向けて、広域水道事業体の設立準備を進めているところですが、このことをご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

※水道広域化については、「別紙参考資料：③香川県内水道の広域化」をご覧ください。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問22-2 水道広域化の効果として、何を期待しますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---------------------------|
| 1 県内水源の相互融通による濁水の緩和 |
| 2 経営の効率化による水道料金負担の増加の抑制 |
| 3 計画的な水道施設の更新や耐震化の推進 |
| 4 職員の大量定年退職による技術力継承の問題の解消 |
| 5 お客さまサービスの向上 |
| 6 施設整備水準の格差の解消 |
| 7 分からない |
| 8 その他 () |

【その他、水道・下水道事業に対するご意見やご提案がありましたら、ご自由にお書きください。】

----- ----- ----- -----

最後に、回答内容を統計的に処理するため、あなたのことについておうかがいします。

【あなたの性別】

- 1 男性 2 女性

【水道使用形態 ・ (世帯人数・従業員数)】

- 1 個人()人 2 事業所・店舗()人

【あなたの年齢】

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60歳代 7. 70歳以上

【現在お住まいの地区】(お住まいの中学校区が属する地区をお選びください。中学校区が分からないときは、一番近いと思われる地区をお選びください。)

- 1 北部……桜町・紫雲・玉藻・高松第一・男木
2 中部……鶴尾・龍雲・一宮・香東・太田・木太
3 東部……屋島・協和・山田・古高松・牟礼・庵治
4 西部……勝賀・下笠居・国分寺
5 南部……塩江・香川第一・香南

【住宅の種類】

- 1 一戸建 2 マンション・アパート 3 事業所・店舗 4 その他()

【汚水・排水処理方法】

- 1 下水道を利用 2 合併処理浄化槽を利用 3 単独処理浄化槽を利用
4 くみ取り 5 分からない 6 その他()

【井戸について】

- 1 飲用水として利用 2 散水などの雑用水として利用
3 井戸はあるが利用していない 4 井戸はない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

【あ行】.....

アウトソーシング

「外部委託」という意味。企業がコストダウンや経営の効率化を目的として、業務の一部を戦略的に専門業者へ委託することをいう。

アセットマネジメント

資産（アセット）を効率よく管理・運用（マネジメント）するという意味で、様々な資産の価値を把握し、リスクや収益性などの要因に対する妥当性を評価することにより、資産を運営し、収益を最大化しようとする取組をいう。

いんりょうすいけんようたいしんせいちよすいそう
飲料水兼用耐震性貯水槽

地震により大規模な断水が発生した場合も、応急給水を確実に実施するため、十分な耐震、耐圧設計に基づき築造された飲料水を貯留する施設のこと。

うすいしんとうしせつ
雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる機能を持つ施設のこと。

うすいちよりゆう
雨水貯留タンク

散水等に用いるために雨水を貯留するタンクのこと。

えんかん なまりせいきゆうすいかん
鉛管（＝鉛製給水管）

鉛で作られている、給水管のこと。

おすいしよりじんこうふきゆうりつ
汚水処理人口普及率

行政区域内人口のうち、公共下水道又は合併処理浄化槽等を使用している人口の割合のこと。

【か行】.....

がっぺいしよりじょうかそう
合併処理浄化槽

水洗便所の汚水と、台所、浴室などからの雑排水を一括して処理するために設けられた装置のこと。単独処理浄化槽では、水洗便所以外の排水は水路等に直接放出されるが、合併処理浄化槽では、生活排水すべてを処理したのち水路等に放出される。

かんいせんようすいどう
簡易専用水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられた水槽の有効容量の合計が 10 m³を超えるもの。

かんそく かち
緩速ろ過池

1日 4～5mの遅い速度でろ過する過程において、砂層表面や砂層内部に増殖した藻類や細菌などの生物によりつくられた粘質の膜（生物ろ過膜）で水中の不純物を除去するろ過池のこと。

きぎょうさい
企業債

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために地方公営企業が発行する借入金のこと。

きゆうすいかん
給水管

配水管から分岐して、各戸の給水栓（水道の蛇口）まで水道水を送る管。

きゆうすいせん
給水栓

給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具のことで、一般に蛇口、水栓、カランなどとも呼ばれている。

きゆうすいそうち
給水装置

需要者に水を供給するために水道事業者の布

設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のこと。

きゅうそく かち 急速ろ過池

原水中に浮遊しているごみや汚れ等の固形物を、化学薬品である凝集剤を使って凝集沈殿処理を行い、残った細かい浮遊物を、1日120～150mの速い速度で、砂などのろ層に水を通すことにより除去するろ過池のこと。

ぎょうむけいぞくけいかく 業務継続計画

大規模な災害や事故の発生時において優先的に実施する必要がある業務を特定し、人・物・情報等の使用可能な資源が大幅に制限された状況下においても当該業務が実施できるよう、体制・手順・資機材の確保方法等について、あらかじめ決めておく計画。

きんきゅうしゃだんべん 緊急遮断弁

地震や管路の破裂による漏水を検知すると、自動的に緊急閉止できる機能を持ったバルブのこと。配水池の流出管や飲料水兼用耐震性貯水槽の流入・流出管に設置する。

げすいどう いじかんり こうじょう 下水道維持管理サービス向上

のためのガイドライン

下水道事業において維持管理上配慮すべき内容や行動のあり方を示したもので、公益社団法人日本下水道協会によって策定された。効率的で質の高い下水道維持管理サービスを提供するために必要な25項目の背景情報と56項目の業務指標のほか、より高度な政策や施策のために必要な34項目の参考指標が定められている。

げんかしょうきやくひ 減価償却費

土地以外の固定資産は、使用によってその経済的価値が減少していくため、現金の支出はないが、この減少額を毎事業年度ごとに見積もって支出計上するもの。

こうきょうげすいどう 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処分場を有するもの又は流域下水道に接続するもので、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠構造のもの。

こうきょうようすいいき 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する公共溝渠、灌漑水路、公共の用に供される水路などのこと。

こうどじょうすいしより 高度浄水処理

通常の浄水処理では十分に対応できない物質などの処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理で、活性炭やオゾン等を利用した設備による処理のこと。

ごうりゅうしきげすいどう 合流式下水道

家庭下水及び工場排水などの汚水と雨水とを同一の下水道管で排除する方式のこと。

こていかかくかいとりせいど 固定価格買取制度

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を用いて発電された電気を一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。この制度で電気を売電する場合はその設備について、国の認定を必ず受ける必要がある。

【さ行】.....

さいせいかのう 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

さいせいすい 再生水

一度使用した水を再利用又は循環利用するため、下水処理水をろ過や活性炭などにより処理した水のこと。

かいちよくあつ ちよっけつぞうあつきゅうすいほうしき 3階直圧・直結増圧給水方式

配水管の圧力等を利用して3階以上へ給水する方式のこと。配水管圧力だけで末端まで給水する3階直圧給水と、配管途中に増圧設備を挿入して末端までの圧力を高めて給水する直結増圧給水がある。配水管の水圧等により導入できない場合もある。

ざんりゅうえんそ 残留塩素

水に注入した塩素で、消毒効果を有する有効塩素として消失せずに残留している塩素のこと。

し^しさ (夾雑)

下水やし尿に含まれる、紙、布、ビニールなどの粗大ゴミのこと。

しほんてきしゅうし 資本的収支

営業活動以外における資本の増減のことで、資本取引施設を建設・整備するための経費とその財源をいう。主に、建設改良及び企業債に関する収入と支出が該当する。

しゅうえきてきしゅうし 収益的収支

営業活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。収益的収入には、主に給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益が該当し、収益的支出には、給水サービスに必要な人件費、物件費等を計上する。

じゅえきしゃふたんきん ぶんたんきん 受益者負担金・分担金

公共施設の整備などにより、特定の範囲の者が著しい利益を受ける場合に、他の者との間の負担の公平を図るため、著しい利益を受ける者に受益の限度において、その費用の一部に充てるために課される金銭的負担をいう。

しょうきぼちよすいそう 小規模貯水槽

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられた水槽の有効容量の合計が10m³以下のもの。

しょうすいりよくはつでん 小水力発電

大型ダムなどの開発を伴わず、河川や農業用水、上下水道などを利用して発電すること。事前調査や土木工事が比較的簡単で、必要な機器設備や工法の規格化・量産化が進めば経済性が良くなると期待されている。

しんげすいどう 新下水道ビジョン

国土交通省が平成26年7月に策定した、下水道事業の目指すべき方向性を示した指針のこと。平成17年に策定した「下水道ビジョン2100」や、その実現に向けた具体的取組を盛り込んだ「下水道中期ビジョン」を見直し、整備促進から管理運営へと移行した時代の変化に合わせ、将来の目標や取り組むべき施策が示されている。

しんすいどう 新水道ビジョン

厚生労働省が平成25年3月に策定した、水道事業の目指すべき方向性を示した指針のこと。平成16年に策定した「水道ビジョン」を全面的に見直し、将来を見据えた水道の理想像を明示するだけでなく、その実現に向けた具体的な取組事項や方策が示されている。

すいどうじぎょう 水道事業ガイドライン

水道事業における施設の整備状況や経営状況等を総合的に評価する業務指標で、公益社団法人 日本水道協会によって策定された。水道サービスを将来にわたり維持していく上で必要な137項目の業務指標が示されている。

すいどうすいしつけん さゆうりょうしけんしょ きはん 水道水質検査優良試験所規範

すいどう (水道GLP)

水道事業者の水質検査部門や民間の検査機関等が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準のこと。

【た行】.....

たんどくしよりじょうかそう 単独処理浄化槽

水洗便所の汚水のみを処理する浄化槽のこと。

ちほうこうえいきぎょうほう 地方公営企業法

地方公共団体が経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準を定める地方公営企業の基本法。

ちよすいそう じゆすいそう 貯水槽 (= 受水槽)

給水装置からの水を直接受水するための水槽のこと。

ちよすいそうきゆうすいほうしき ちよすいそうすいどう 貯水槽給水方式 (貯水槽水道)

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の総称。

ちんでん ち 沈殿池

水よりも重い粒子は、静水中や、きわめて静かな流れの中では沈降して水と分離するといった原理を利用して、原水を静かに流れる広い池に流入させて、原水中の粒子 (懸濁物) を分離する池のこと。

どうすいかん 導水管

取水場所から浄水場まで水を導くために水道事業者が布設した水道用の管のこと。

【な行】.....

なまりせいきゆうすいかん えんかん 鉛製給水管 (= 鉛管)

鉛で作られている、給水管のこと。

【は行】.....

はつでん バイオマス発電

木材廃材、家畜の排せつ物など動植物に由来する資源 (バイオマス) を燃料として発電すること。下水の処理過程で発生する下水汚泥を発酵させて得られる消化ガスを燃料として発電する消化ガス発電もこの一種である。バイオマスは、再生可能エネルギーの一つであり、資源の有効利用となる。

はいすいかん 配水管

水道使用者に水を供給するために水道事業者が布設した水道用の管のこと。

はいすいせつび 排水設備

水洗便所の汚水と台所、浴室、その他雑排水を下水道事業者が布設した污水管に排出するために設けられた設備のこと。

はいすい ち 配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、水道水を一時貯える大型の水槽のこと。

はいすいりょう 配水量

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量のこと。

かんせん バイパス幹線 (下水)

浸水被害を軽減、解消するために必要な既存下水道管の排水能力の不足を補うため、新たに整備する下水道管。街にあふれた雨水をバイパス管に流すことで速やかな排水が可能となる。

ひょうりゅうすい
表流水

河川の表面を流れる水のこと。

ふくりゅうすい
伏流水

河川の河床や旧河道などの砂利層を流れる水のこと。

【ま行】.....

みずじゅんかん
水循環

雨や雪などの降水は、地表に達してからさまざまな経路をたどって最終的には川の水となり、海や湖に流れ込む。そして、海面や湖面からは絶えず水が蒸発して雲となり、再び雨や雪となって地表に水をもたらす。このような水のサイクルのこと。

【や行】.....

ゆうしゅうすいりょう
有収水量

料金収入の対象となった水量のこと。(消火用水等の収入のある水量を含む。)

【ら行】.....

ライフサイクルコスト

建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄にいたるまでに必要なトータルコスト。

りすいあんぜんど
利水安全度

河川水の濁水に対する取水の安全性を示す指標。

